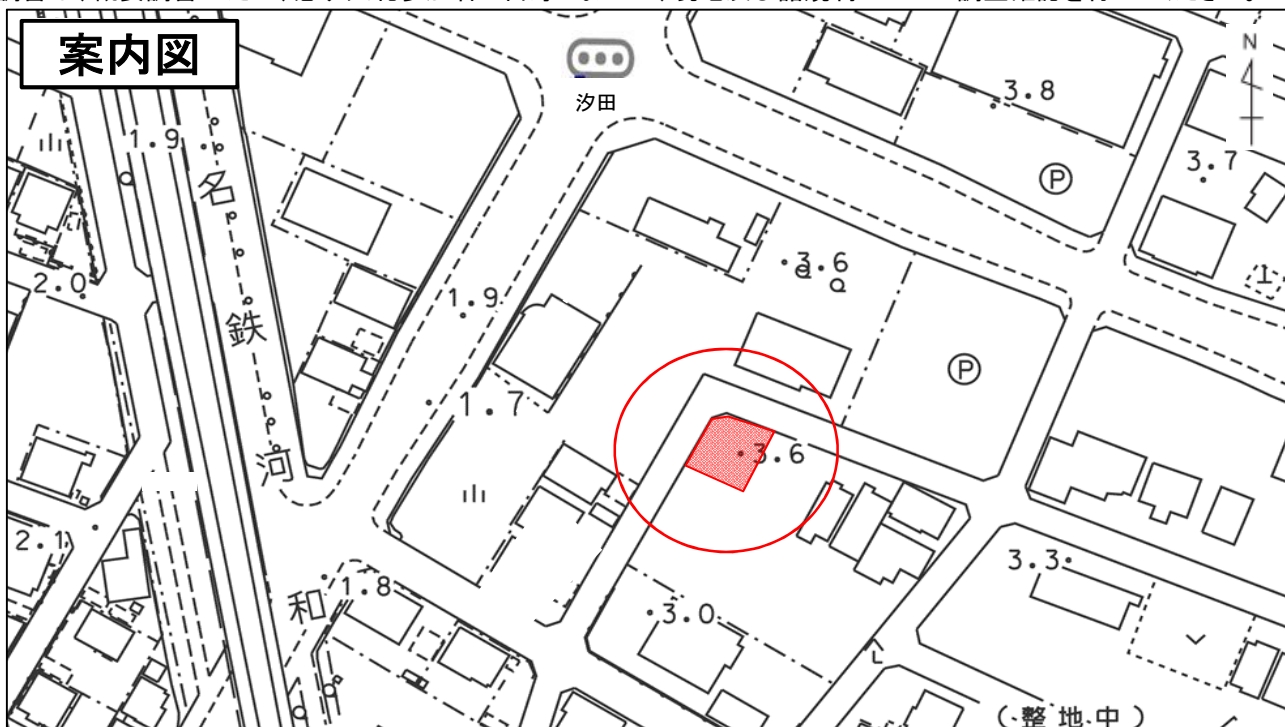


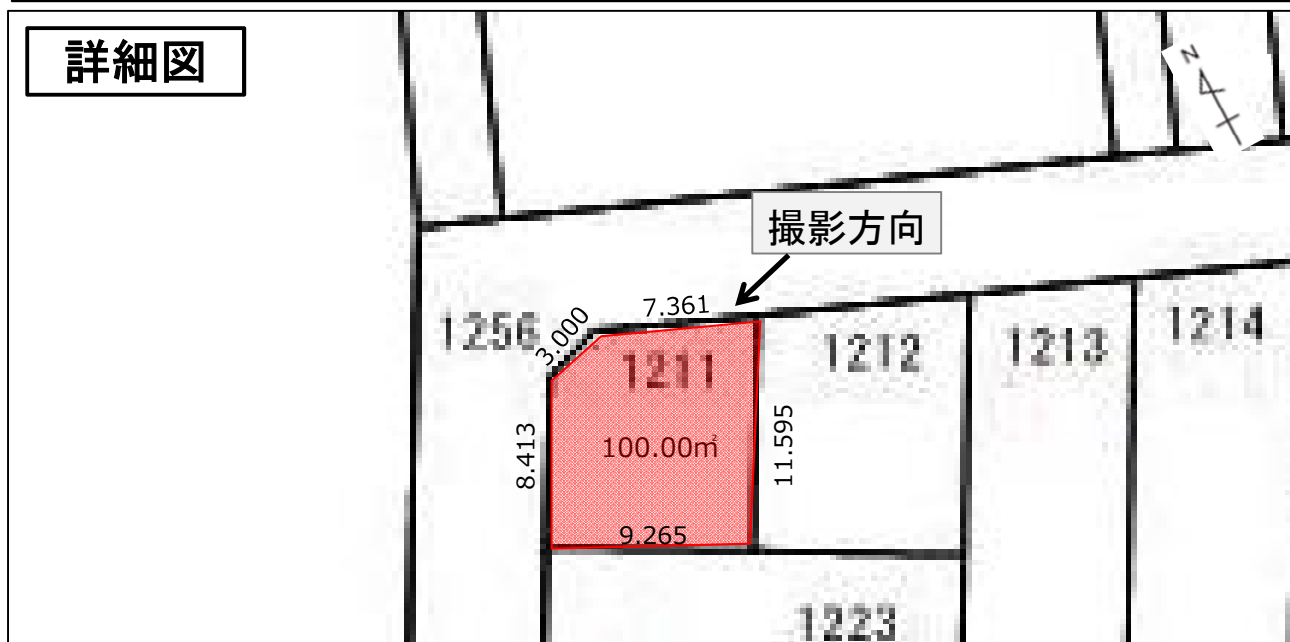
物件番号		⑦		物 件 調 書		
所 在 地		大田町的場 1 2 1 1 番				
地目・地積		宅地 1 0 0 . 0 0 m ²				
最低売却価格		1 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円				
接面道路状況		北側幅員 6 m (市道川島 1 号線) の舗装公道に約7.3m接面 西側幅員 6 m (市道川島 1 号線) の舗装公道に約8.4m接面				
法令に基づく制限	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第一種中高層住居専用地域
	建ぺい率		6 0 %		容積率	2 0 0 %
	防火地域		指定無し		地区計画区域	無し
	高度地区・高さ制限		無し		宅地造成工事規制区域	無し
	砂防区域		無し		埋蔵文化財包蔵地	範囲外
	制限事項		建築基準法22条区域			
	その他		立地適正化計画区域 土地区画整理区域内		都市拠点都市機能誘導区域、居住誘導区域	
供給施設	上水道	引込管有り				
	下水道	取付管有り (分流式)				
	ガス	引込管有り (都市ガス)				
	電気	接面道路配線有り				
交通	鉄道	名古屋鉄道常滑線「太田川駅」南東約 0 . 9 km 徒歩約 1 4 分				
	バス	知多バス「太田川駅前」又はらんらんバス「横須賀小学校北」				
売却時の条件	(1) 本物件を住宅の用に供するものとし、その他の用途に供することはできないものとします。 (2) 売買契約締結の日から 5 年以内に住宅の建築工事を完了するものとします。(建築工事を完了することが困難と本市が認めた場合は 6 年間) (3) 住宅の建築工事完了までの間、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは、売買物件に賃借権その他使用収益を目的とした権利の設定はできないものとします。(金融機関に対して借入金担保のために所有権移転登記時に抵当権設定をする場合は除きます。) (4) 上記(1)、(2)、(3)の売却時の条件に違反した場合、本市は売買物件の買戻しをすることができるものとし、その期間は、売買契約締結の日から 7 年間とします。また、所有権移転登記と同時に買戻し特約登記を行います。 (5) 上記(1)、(2)、(3)の売却時の条件に違反した場合、売買代金の 1 0 % に相当する額を違約金として徴収します。 ※売却時の条件の詳細については、応募要領をご確認ください。					
特記事項	(1) 画地の境界には、境界標(コンクリート杭、鋲、プレート等)が設置してあります。 (2) 敷地内北西側に電柱が 1 本あります。					

※本調書は、概要調書のため、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

案内図



詳細図



現地写真 (R6.6月撮影)



※赤線については、対象地をわかりやすく明示したもので、境界線と必ずしも一致するものではありません。